

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度保険料は、2年ごとに保険料率を改定しており、平成30・31年度の保険料率を次のとおり決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額・所得割額の軽減基準を改定しています。

平成30年度
保険料



【所得割額】

被保険者が所得に応じて負担します。

(前年中の総所得金額等－33万円)

×所得割率10.34%



【均等割額】

被保険者全員が同額を負担します。

52,913円



※保険料(年額)の上限は、57万円から62万円に改定します。

平成30年度後期高齢者医療制度保険料軽減制度のご案内

①一定所得以下の方や②被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、平成30年度は次のとおり保険料が軽減されます。

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯の所得額
9割軽減	33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)場合
8.5割軽減	世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計が33万円以下の場合
5割軽減	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下の場合
2割軽減	33万円+(50万円×被保険者数)以下の場合

※軽減制度の適用には、世帯主および後期高齢者医療保険被保険者の前年中の収入の申告が必要となります。(収入がない人、非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険金など)だけの人も申告が必要です。)

②被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減となります。(ただし、①の軽減に該当する場合は、いずれか大きい方の割合で軽減されます。)

※被保険者の総所得金額等に応じて所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより平成30年度から廃止されます。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当(市役所1階) ☎32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

